

## 居宅生活支援事業の指定申請に必要な書類一覧

○：提出必須      △：場合によっては提出が必要

	提出書類一覧	移動支援	日中一時支援	注意事項
1	(様式第1号)居宅生活支援事業所指定登録申請書	○	○	
2	(別紙) 他の法律において既に指定又は基準該当登録を受けている事業について	○	○	県からの指定通知書の写しも添付してください。
3	(付表1) 指定居宅生活支援事業所の指定登録に係る記載事項	○	○	
4	(付表1-2) 指定居宅生活支援事業を事業所所在地以外の場所で一部実施する場合の記載事項	△	△	事業所所在地以外の場所で支援を実施する場合のみ提出してください。
5	申請者の定款又は寄付行為	○	○	事業の「種類」については、実施する事業内容の記載が必要です。 ※1
6	指定を申請する事業の運営規定	○	○	
7	履歴事項全部証明書	○	○	事業の「種類」については、実施する事業内容の記載が必要です。 ※1
8	(参考様式1)従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表	○	○	
9	(参考様式2)組織体系図	○	○	参考様式とは別の様式でも構いません。他サービスとの兼務状況が分かるように記載してください。
10	(参考様式3)管理者(サービス提供責任者等含む)経歴書	○	○	管理者(サービス提供責任者等)の資格が分かる書類(証明書等の写し)も添付してください。
11	(参考様式4)平面図	/	○	参考様式とは別の様式・図でも構いません。事業所の写真も添付してください。 ※2
12	(参考様式5)利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要	○	○	参考様式とは別の様式でも構いません。独自に作成しているものがあればご提出ください。
13	(届出1) 食事提供体制加算に関する届出書	/	△	請求の際加算を算定する場合は、届出書を提出してください。 ※3
14	(届出2) (届出2-1) 送迎加算に関する届出書 区分5若しくは区分6に該当する者又はこれに準ずる者の状況	/	△	請求の際加算を算定する場合は、届出書を提出してください。 ※3
15	パンフレット等事業内容が分かるもの	○	○	

※1 日中一時支援事業・移動支援事業は「障害福祉サービス事業」の中には含まれません。

【記載例】障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業

※2 平面図は、どこで支援を行うのか分かるような記載(マーカーでラインを引く等)をお願いします。

※3 各加算については、障害福祉サービスの内容を準用します。そのため、障害福祉サービスで各加算の届出をしていることが条件となります。